補助制度とは

　私道に下水管を布設する場合は、市がその工事費の一部を補助します。

●補助の対象となる工事

①私道及びこれにのみ面した家屋が、市街化区域及び公共下水道の処理区域の区域内にあること。

②私道にのみ面した家屋が2戸以上あり、かつ、当該家屋の所有者が2人以上いる場合に行う布設工事であること。

③当該家屋の所有者全員が、くみ取便所を水洗便所に改造し、又はし尿浄化槽を廃止して

汚水管を公共下水道に連結するために行う布設工事であること。

④上記の工事と併せて行う私道の雨水排除のための布設工事であること。

●補助を受けることができる人

①国及び地方公共団体以外の人

②市税、下水道事業受益者負担金等を完納している人

③私道の土地所有者等の承諾を得ることができる人

●補助金額

　市が認定した工事費の4分の3

●申請方法

　家屋所有者全員の中から代表者を選んで、指定工事店に申し出てください。

詳しくは、下水道局管理課へお問い合わせください。